# 生徒心得

生徒心得は、生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長していくために設けるもので、生徒が守るべき学習 上、生活上の規律である。次の4つを生徒心得の運用方針とする。

- (1) 自他の学習活動の妨げにならない行動をする。 (2) 自他の健康や安全に配慮した行動をする。
- (3) 他者の権利を尊重した行動をする。
- (4) 公共のマナー・モラルを考えた行動をする。

### ~生活心得編~

### 【登校・下校】

- 1 通学は、徒歩を原則とする。
- 2 決められた通学路を通る。
- R6年度日課変更により、生活心得の内容変更があります。 新年度で決定次第お知らせします。
- ※1 花高方面の生徒は、早苗や上原へ抜ける道を通らない。 (あじさい歩道橋の通行は可。赤道は私有地であるため絶対に通行しない。)
- ※2 花高方面の生徒は、許可された者以外陣の内交差点を通らない。
- ※3 登下校の際は、保育園(光の子保育園)横の道路及び早苗町交差点は通行禁止。
- ※4 早苗の稗田の踏切付近の登下校については、十分注意をする。(私有地を通らない。)
- 3 登校後、8時10分までに教室で着席をし、速やかに読書の準備を行う。
  - 8時5分に校門を通過していない生徒は生活部がチェックを行う。
  - また、10分のチャイムが鳴った時に教室で着席していない生徒は、遅刻とする。
    - ※1 欠席、遅刻、早退の時は、保護者に必ず連絡してもらう。
    - ※2 遅刻して登校した場合は、必ず職員室に寄り、担任または学年職員に報告を行う。
- 4 登下校中の買い食いはしない。
- 5 TPO (Time 【時】、 Place 【場】、 Occasion 【状況】) に応じた礼儀正しい挨拶を心がける。

#### 【朝読書】

- 1 8時10分のチャイムで各学級読書を始める。
  - ※1 原則読書以外はしない。
  - ※2 短縮日課の時は、8時10分のチャイム後、静かに姿勢を正し、黙想に取り組む。

#### 【短学活】

- 1 諸会費などの貴重品などは、朝の会で担任に預ける。
- 2 短学活終了のチャイムが鳴るまでは、教室を出ない。 (短学活をしている学級の邪魔にならないように心がける。)

### 【授業】

- 1 授業前3分前入室、2分前着席、1分前黙想を行う。
- 2 始業後教室に入る場合は、その理由を教科担当者に申し出る。
- 3 教科書、その他学習用具、課題の準備を確実にし、忘れ物があるときは前もって申し出る。 ※ 教科書などの貸し借りは絶対に行わない。
- 4 授業実施場所から離れる必要がある場合は、授業者の先生に相談する。

### 佐世保市立早岐中学校(令和6年度)

### 【休み時間】

- 1 次時への学習準備や教室移動を確実にする。
- 2 換気を心がける。
- 3 移動教室時の消灯、窓やドアの開閉、エアコンの電源に注意する。
- 4 他の教室への出入りはしない。

### 【給食時間】

- 1 給食当番は給食着、帽子、マスクを必ず正しく着用し、並んで配膳室に向かう。
  - ※ 配膳室前で福祉部のチェックを必ず受ける。
- 2 学級で協力し、残乳・残食ゼロを目指す。

### 【昼休み時間】

- 1 ボールの貸し出しは昼休みのみとする。
  - ※1 貸出時間は、給食終了後5分後とし、体育部が貸し出す。
  - ※2 返却が遅れた場合はボールの貸し出しを禁止する場合がある。
  - ※3 ボールの利用は譲り合って利用する。
  - ※4 クラブハウス前、1棟から技術科棟の間では鬼ごっこやボールを使用して遊ばない。
- 2 校外に出ない。
  - ※ 止むを得ない理由(ボールが校外に出たなど)の場合は職員に連絡に来て相談する。

### 【清掃時間】

- 1 無言清掃を徹底する。
  - ※1 授業後、速やかに担当の掃除場所に移動し、無言清掃に取り組む。
  - ※2 班長を中心に隅々の清掃に協力して取り組み、反省会を確実に行う。

### 【放課後】

- 1 帰りの会終了後、部活動に入っていない生徒は、特別に用事が無い場合は速やかに下校をする。
  - ※1 部活動の生徒を待たない。
  - ※2 学習などをする場合は担任に報告をし、下校時刻を定めて活動する。
- 2 完全下校時間を守る。
- 3 通学路では、交通ルール、マナーを徹底し、寄り道をせず、危険な箇所を避けて帰宅する。
- 4 買い食いは絶対にしない。

# ~校則編~

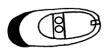
### 【制服等について】

1 原則標準指定服を着用し、登校する。制服の移行期間は設けない。気候や体調等、各自判断して着用 する。

|冬 服| 学ラン・ズボン or ボックス・スカート ・スラックス

|中間服 (男子) 白のカッターシャツ or ベストを着用 (女子) ブラウスにベストを着用

- ※1 制服を改造(学ランのすそを短くする、必要ないのにスカートのすそを短くするなど)しない。改造してある制服やストレート型でないスボンの着用は認めない。
- ※2 制服を着用する場合は、一番上に制服等に校名・名前の刺繍が入るものを着用する。
- ※3 カッターシャツやブラウスの第一ボタンの開閉は個人の判断とする。ただし、儀式的行事や その他指示があった場合は第一ボタンを閉める。
- ※4 アンダーウェアについては、白・グレー・紺・黒・ベージュの単色、無地とし、見えないように着用する。体操服をアンダーウェアとして着用しないこと。
- ※5 スカート丈は、ひざ立ちし、正面から見て、床にスカートのはしが完全につくようにする。(スカートのすそからひざが見えるもの、極端に長いものは禁止)
- %6 ベルトは、黒・紺・茶の色で、幅は $2\sim3.5$  cm とする。
- 2 防寒具については、次のとおりとする。
  - ※1 希望者は、学校指定の長袖のセーター(校名・名前入り)を購入することができる。学校指定のセーター以外を着用する場合は、単色、無地の黒・紺のセーター、トレーナーであれば着用できる。防寒具を着用する際は、袖や裾からでないように着用する。ただし、制服の下にジャージを着用しない。
  - ※2 登下校時に使用する防寒具(手袋、マフラー、ネックウォーマー等)については華美でない ものとする。
  - ※3 登下校時のジャンパーの着用を認める。部活動指定のウィンドブレーカーやそれに類するようなものとする。ただし、自分のリュックサックに入るものとし、コートは不可とする。
  - ※4 黒・紺・ベージュのタイツ・スパッツの着用を認める。ただし、体育の授業時は脱ぐ。
  - ※5 カイロは使用後家に持ち帰り、処理する。また、投げて遊んだり、落書きをしたりしない。
- 3 靴下については、次のとおりとする。
  - ※1 靴下は白・黒・紺・グレーの単色、無地とし、ワンポイントまでとする。ただし、アンクルソックスは認めない。
- 4 通学靴は、白を基調とした運動靴とする。白を基調としたものであれば、ラインやマーク入りのものも認める。ただし内側に名前を必ず書く。
- 5 シューズは、学年カラーのものを使用する。
  - ※1 シューズのかかとを踏みつけない。
  - ※2 シューズは原則として週の終わりには持ち帰り、洗って持ってくる。
  - ※3 右の図の位置に苗字を漢字で書く。





### 佐世保市立早岐中学校(令和6年度)

- 6 通学に使用するかばんについては、リュックサック型を基本とし、教科書やノート、そのほかの学習 道具が入れられる大きさのものとする。
  - ※1 学校生活にふさわしくない形や色のバッグは認めない。例えば、形そのものがアニメキャラクターの顔やぬいぐるみなどになっているもの、色や模様が他の人を不快な気持ちにさせるもの。

### 【頭髪・眉について】

- 1 頭髪は、以下の条件とする。
  - ※1 学習に支障をきたさない、清潔な髪型とする。
  - ※2 パーマ、脱色、染色などしない。
  - ※3 整髪料の使用、持参をしない。
  - ※4 一部(左右のどちらかや、頭頂部など)だけ極端に伸ばしたり、短くしたりするような特殊な 髪型にしない。
  - ※5 長さは次の範囲とする。
    - (1) 前髪は、目にかからないようにする。
    - (2) 髪が肩にかかるようであれば、くくる。
  - ※6 ヘアピン・ゴムの色は、黒・紺系統・茶系統とし、リボン・飾り付きのものは不可とする。
- 2 眉については、手を加えない。ただし、眉間は自然な形で処理してもよい。

# 【校内生活・その他について】

- 1 学習に不必要な物は持って来ないようにする。
  - ※1 携帯電話・スマートフォン・菓子類・漫画本・おもちゃ・花札・トランプ・将棋・囲碁・オセロ・ゲーム類などは禁止とする。
  - ※2 止むを得ない理由で携帯電話やスマートフォンなどをもってこなければならない場合は、保護者から担任へ連絡する。また、学校では朝から預ける。
- 2 不必要なお金は持ってこないようにする。教材費や諸会費や貴重品を持ってきた時は、朝の短学活 で担任の先生に預けるようにする。
- 3 水・お茶は、ペットボトルではなく水筒に入れて持ってくる。
- 4 はさみやカッターナイフの持ち込みは禁止とする。
- 5 化粧やこれに類するもの(アイプチやカラーコンタクト、色付きリップ等)は認めない。
- 6 無香料に限り汗拭きシートの使用を許可する。ただし、次の2点を厳守する。
  - (1) 使用する時間は、休み時間・昼休み・部活の時間のみとする。
  - (2) 使用は、更衣をする場所のみとする。